

# 那覇新都心通り会会則

## 第1章 総則

(目的)第1条 本通り会は、相互扶助の精神に基づき、会員の社会的、経済的、文化的地位の向上と環境の整備、美化を図るとともに、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(名称)第2条 本通り会は那覇新都心通り会と称する。

(区域)第3条 本通り会は、新都心地区の中央環状線を基点に、北は環状2号線、南はゆいレールおもろまち駅近辺、東は国道330号線、西は国道58号線沿いに隣接する地域とする。(住所では、那覇市おもろまち、那覇市銘対、那覇市天久、那覇市安謝、那覇市真嘉比、那覇市上之屋の一部)

## 第2章 事業

第4条 本通り会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。(1)該地域の社会的、経済的環境の整備と美化活動 (2)通り会行事を含む諸行事の立案、企画、実施 (3)情報の収集、学習および当該地域住民との相互扶助 (4)関係団体との連絡提携 (5)通り会としての意見を公表し、これを商工会議所、那覇市への具申 (6)会員の慶弔行事への協力 (7)会員の家族および従業員相互の慰安および親睦 (8)その他、本通り会の目的達成に必要な事業

## 第3章 会員

第5条(会員の資格) 本通り会の会員は、第3条に定める地域内の商工業者および地域住民、土地建物を有する者および賛同者とする。

第6条(入会手続き) 入会を希望するものは、入会届けを理事長に提出し、理事会の承認を経て、所定の会費を納めた時に会員となる。

第7条(会費) 会費は、総会の決議を経て、別に定めるところにより、会費を納入するものとする。既納した会費は原則として返還しない。

第8条(退会) 本通り会を退会しようとする者は、所定の退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

第9条(除名手続) 会員が次の各号に該当する場合は、理事会の決議により、理事長がこれを除名する。賛助会員も同様とする。(1)本会の事業を妨げ、または妨げようとする行為があった時。(2)本会の名誉を毀損し、信用を失墜する行為があった時。(3)会則を守らず決議を無視する行為があった時。(4)会費を故意に滞納した時。

## 第4章 組織

第10条 本通り会に4支部を置く。(1)天安支部 (2)銘対支部 (3)おもろ支部 (4)真嘉比支部

第11条 各支部には支部長、副支部長を置く。

第12条 各支部の活動について、本通り会に報告する。

## 第5章 役員

第13条 本通り会に役員を置く(1)理事長(2)副理事長(3)理事(支部長、副支部長は理事兼任)(4)顧問(5)監事

第14条(書記および事務局) 本通り会に事務局を置き、理事長が任命し、理事会の承認を得るものとする。

第15条(役員を選出) 理事および監事は、総会において、会員の中から専任し又は解任する。

第16条(役員の任期) 役員任期は1年とし、再任は妨げない。

第17条(役員報酬) 旅費その他の業務の遂行に伴う必要な経費は理事会の承認を経てその実費を支給する。

第18条(役員職務) 役員職務は下記の事項とする。(1)理事長は、本通り会を代表し、会務を統する。(2)副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故がある時は理事長の職務を代理する。(3)書記、会計は、本通り会の事務・会計を司る。(4)各理事は、理事長、副理事長を補佐し、会の重要事項を審議決定する。(5)監事は、本通り会の業務および会計の状況を監査し、その監査結果を総会に報告する。

## 第6章 会合

第19条 本通り会の会合は、下記の通りとする。定期総会(年1回、毎会計年度終了後3カ月以内に開催する) 臨時総会(理事が必要と認めた場合) 理事会(必要に応じて理事長が招集するものとする)

注) 1.定期総会および臨時総会は理事長が招集する。2.臨時総会は、理事長および理事が必要と認めた場合のほか、総会員の5分の1以上の請求があった場合は、その日から3週間以内に開催する。3.総会の招集は、開会日の1週間前までに各会員に対し、会議の目的たる事項、日時および場所について通知するものとする。

第20条(総会決議事項) 総会は、次の事項を決議する。(1)会則の変更(2)事業計画および予算の決定(3)決算書の承認(4)役員を選任(5)その他理事が必要と認める重要事項

第21条(総会決議) (1)総会は、総会員数の過半数以上の出席(委任状含む)により成立し、出席者の過半数をもって議決する。(2)可否同数の時は、議長がこれを決める。(3)総会に出席できない会員は、本会の会員に議決権を委任することができる。

第22条(議事録) (1)会議の重要事項はこれを記録し、出席者2名以上の署名を要し、理事長がこれを保管する。(2)前項の議事録は、次の事項を記載しなければならない。①開催の場所 ②会議の目的たる事項 ③会員の出席者名と出席者数 ④議事の経過と概要 ⑤議事別議決の結果

## 第7章 理事会

第23条 本通り会には理事会を置く。(1)理事会は、理事長、副理事長、理事をもって組織する。(2)理事会は、理事長が招集する。(3)理事会の議長は、理事長をもってあてる。

第24条(理事会の決議事項) 次の事項は理事会の議決を経なければならない。(1)総会に提案すべき事項 (2)本通り会の業務執行に関し、必要と認められる事項

第25条(準用規定) 第21条1項、2項ならびに第23条の理事会について準用する。

## 第8章 管理

第26条(関係書類の備え付けおよび閲覧) 理事長は、会則、総会および理事会の議事録、決算書類等を本通り会の事務局に備えておかななければならない。

第27条 会員は、いつでも前項に規定する書類の閲覧を求めることができる。この場合、理事長は正当な理由なく、これを拒んではならない。

## 第9章 会計

第28条(事業会計年度) 本通り会の事業会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第29条(経費) 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって充てる。

第30条(監査) 理事長は、毎事業年度の終わりに決算書類を作成し、定期総会開催の7日前までに監事に提出し、監事の監査を受けて、総会の承認を得なければならない。

## 第10章 会費

第31条(本会の年会費について) 正会員法人:年間1万円 個人:年間5千円 賛助会員(区域外)法人:年間2万円

附則(実施時期) この規定は、本通り会の設立日(2003年9月12日)から施行する。

改定 2013年5月14日